

「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】厚生労働省 【勧告日】平成28年9月16日 【回答日】(1回目)平成29年3月28日 (2回目)平成30年6月5日

1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

主な勧告事項(調査結果)

① 地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底

都道府県等※が、未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター、生活保護及び消防担当部局等の関係機関と連携した能動的な取組を未実施

② 介護保険担当部局との連携などによる未届施設の届出促進の徹底

- 都道府県等が、人員体制が確保できないことを理由に2年以上(最長で4年2か月)にわたり、届出指導を未実施の未届施設あり
- 一方、介護サービス事業所を併設している未届施設に対し、介護保険担当部局と連携・指導を行い、届出が行われた例あり

③ 有料老人ホームの判断基準の整理・情報提供

有料老人ホームの要件である入居サービスと介護等サービスの一体的な提供(経営の一体性)に関する具体的な判断基準が不明確で、都道府県等が対応に苦慮

④ ケアマネジャー等の情報を活用するなど、該当性の判断が行えるような取組方策の検討

- 疑いがあるだけでは都道府県等が立入検査ができず、有料老人ホームの該当性を判断できない例あり
- 一方、介護保険利用者にはケアマネジャー等が定期的に訪問する機会があり、これらの情報を該当性の判断に活用する余地あり



主な改善措置状況

- 平成28年度の全国会議に加え、29年度の7月及び3月に開催した全国会議において、都道府県等に対し、
 - 地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底、
 - 介護保険担当部局との連携などによる未届施設の届出促進の徹底等を要請

→ 全国の8割を超える都道府県等が、住宅担当部局に未届の疑いがある施設の情報を確認したり、介護保険担当部局と連名で市町村に未届施設の情報提供を依頼するなどの関係機関との連携の取組を実施(平成30年2月時点)

- 調査研究事業(注1)を実施し、都道府県等に対し、
 - 同一住所に複数の訪問介護サービス利用者がある所在地の訪問など、未届施設の効果的な把握方法の例示
 - 入居サービスと介護等サービスが異なる事業者により提供されている場合、両者に委託関係があれば有料老人ホームに該当など、有料老人ホームに該当するか否か判断するための考え方の提示
 - 介護保険部局・消防等との連携や合同立入調査の実施など、有料老人ホームの疑いがある施設の実態把握の方法の例示等について、平成29年7月開催の全国会議で情報提供

→ 情報提供の結果、未届施設の把握や届出指導に至った例あり

平成29年度の厚生労働省の調査では、

- 都道府県等が新たに把握した未届施設 ⇒ 196件(前年度127件)
- 有料老人ホームの届出率 ⇒ 92.3%(前年度90.7%)

(注1) 「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」(平成28年度老人保健健康増進等事業(厚生労働省補助金))

2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

主な勧告事項（調査結果）

① 自主点検表の活用、集団指導等の実施、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施

- ・ 都道府県等が、指導監督体制が弱いなどの理由から、定期的な立入検査を未実施の年度があるなど計画的に実施できていない。中には3年間未実施の例あり
- ・ 設置者から都道府県等への事故報告、都道府県等から国への事故情報の提供が未実施

② 指導監督を補完する、第三者性に留意した評価の仕組みの検討

- ・ 届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり（都道府県等による指導監督を補完するものとして、第三者評価の活用について検討する必要あり）

3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

主な勧告事項（調査結果）

① 重要事項説明書及び情報開示一覧表の一体的な公開

② 重要事項説明書及び情報開示一覧表の公開方法の見直し（紙→インターネットを基本）

- ・ 都道府県等が、施設から提出を受けた重要事項説明書を未公開、公開していても紙媒体のみ
- ・ 都道府県等が、有料老人ホーム情報開示等一覧表を未作成又は未公開、公開していても利用者の参考となる「入居一時金」や「月額利用料」などの情報が提供されていない

主な改善措置状況

- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第52号）が平成30年4月1日から施行され、

i) 有料老人ホームの指導監督の仕組みの強化

（施設から「有料老人ホーム情報」の報告（年1回以上）を義務付け（注2）、立入検査や集団指導に係る留意事項を策定し、都道府県等に指導の徹底を要請）

ii) 有料老人ホームの選択に資する情報公開の促進

（都道府県等による「有料老人ホーム情報」のインターネット等による公表の義務付け）

等、総務省の勧告の趣旨にも沿った取組を開始

（注2） ①設置者に関する事項、②施設に関する事項、③介護等の内容に関する事項、④利用料等に関する事項 等。入居希望者のニーズに合った施設の選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るための報告制度

- 平成28年度の全国会議に加え、29年度の3月に開催した全国会議において、都道府県等に対し、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施を要請

→ 全国の約8割の都道府県等が、届出施設に対し事故報告の徹底について指導を実施（平成30年2月時点）

- 平成28年度に調査研究事業（注3）を実施し、事故情報等の分析を基に整理した再発防止のための取組事例等について平成29年7月開催の全国会議で、都道府県等に対し情報提供

また、指導監督を補完する第三者性に留意した評価の仕組みについては、平成28年度の調査研究事業（注4）で明らかになった課題も含め、29年度の調査研究事業（注5）で引き続き検討し、その結果を今後情報提供

（注3） 「高齢者向け住まいにおける事故予防及び虐待予防の対応方策に関する調査研究事業」（平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金））

（注4） 「有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業」（平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金））

（注5） 「有料老人ホームにおけるサービスの質等に係る評価方策のあり方に関する調査研究事業」（平成29年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金））

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (2 回目のフォローアップ) の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 27 年 4 月～28 年 9 月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省、国土交通省、消費者庁
関連調査等対象機関：都道府県(17)、市町村(13)、有料老人ホーム(160)、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 28 年 9 月 16 日 厚生労働省

【回答年月日】 平成 29 年 3 月 28 日 厚生労働省

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成 30 年 6 月 5 日 厚生労働省

【調査の背景事情】

- 有料老人ホームは、平成 12 年の介護保険制度の導入以降、民間企業の参入が活発化したことに伴い、27 年の施設数は 1 万 627 施設（平成 12 年の 30.4 倍）、定員は 42 万 2,612 人（12 年の 11.5 倍）と年々増加しており、高齢者向け住まいの一つとして重要な役割を担う
- 有料老人ホームについては、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づき、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）への設置時の届出が義務付けられており、都道府県等が立入検査等の指導監督を実施。また、都道府県等は、厚生労働省が示している「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）を参考に指導指針を策定し、これに基づき有料老人ホームに対する指導を実施
- しかし、未届のまま施設を設置・運営しているものがあり、その数は厚生労働省が把握しているものだけでも全国で 1,650 施設（平成 28 年 1 月 31 日時点）に上っており、実際には、それ以上存在しているとの指摘もあり
- また、サービスの提供や入居一時金等の返還等に関する苦情・相談が都道府県等に寄せられているほか、入居者の安全対策の不備が原因とみられる火災や食中毒、入居者に対する恒常的な身体拘束等の入居者の安心・安全を脅かす事案も発生。特に、未届の有料老人ホームについては、行政による指導監督が及びにくく、入居者に対する不適切な処遇や虐待等が行われた場合の発見が遅れる可能性も懸念
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、未届施設を含む有料老人ホームの運営の実態を明らかにするとともに、有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、未届施設の実態把握の一層の徹底について要請すること。その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 市区町村と連携し、引き続き包括センターを活用すること ii) 住宅担当部局と連携し、旧高専賃等の情報を活用すること iii) 生活保護担当部局、消防担当部局等の未届施設に係る情報を把握している可能性のある関係機関とも積極的に情報交換すること iv) 未届の疑いのある施設についても引き続き幅広く把握することについて併せて要請すること。 	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 平成 29 年 1 月 19 日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年 3 月 10 日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底を含め、勧告内容を踏まえた対応を徹底するよう要請した。</p> <p>また、厚生労働省で都道府県等向けに毎年実施している未届の有料老人ホームの把握調査を含む「平成 28 年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 8 回）」を実施し、平成 29 年 3 月 21 日に都道府県等に対して調査の取りまとめ結果を通知すると併せて、未届の有料老人ホームに関する実態把握や届出促進に向けた取組を徹底するよう要請した。</p> <p>なお、平成 27 年度調査からは、未届の有料老人ホームの把握に当たっては、従来の調査ルートを広げ、有料老人ホームの届出先の都道府県等だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護担当部局を調査対象とするとともに、未届の有料老人ホームに関する情報を幅広く報告してもらうため、実態調査中の施設に加え、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設も報告対象としている。今後も、日頃から関係部局（生活保護、消防、住宅担当部局等）や市区町村（地域包括支援センター含む。）と連携を図るとともに、同様の方法で未届の有料老人ホームを把握すること等を要請する予定である。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成 29 年 7 月 3 日に開催した全国介護保険担当課長会議及び 30 年 3 月 6 日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、未届の有料老人ホームへの対策として、介護保険部局等の関係部局や市区町村の地域包括支援センター等と連携し、有料老人ホームの把握や届出促進に向けた取組を徹底するとともに、適切な指導監督を実施するよう都道府県等に再度要請した。</p> <p>また、「有料老人ホームの運営に関する総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップについて」（平成 30 年 2 月 21 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡。以下「総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査」という。）を都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長宛てに発出の上、平成 30 年 2 月末までの取組及び今後の</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>② 都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法について分析し、都道府県等に情報提供すること。</p>	<p>取組予定等について報告を求めた。</p> <p>その結果、総務省勧告に係る調査に対し回答があった都道府県等においては、未届施設の実態把握の徹底を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地域包括支援センターの活用 (85/99 都道府県等) ii) 住宅担当部局との連携 (64/98 都道府県等) iii) 生活保護担当部局、消防担当部局等との情報交換 (88/99 都道府県等) <p>等の取組が実施されていることが確認された。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅担当部局に対し、旧高齢者専用賃貸住宅のうちサービス付き高齢者向け住宅の登録を行っていない施設を確認し、有料老人ホームに該当するサービスを提供している場合は、有料老人ホームの届出を行うよう指導している ・ 都道府県内の市町村に対し、生活保護担当部局との連名により、未届の有料老人ホームに関する情報提供依頼文書を発出している ・ 高齢者住宅等と同一の建物に所在している事業所から介護保険事業の指定申請があった場合、当該事業所が有料老人ホームの要件を満たしているか等を確認し、必要に応じて有料老人ホームの届出を指導している <p>等の取組が行われていた。</p> <p>引き続き、未届施設の実態把握を徹底するための取組の実施について要請を行っていく。</p> <p>なお、「平成29年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第9回）」（平成30年3月30日厚生労働省老健局高齢者支援課）の結果では、都道府県等が新たに把握した未届施設数は、196件（前年度127件）となっている。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法の分析を含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予定）。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成 28 年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施した「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、都道府県等における未届施設の効果的な把握方法の分析を行い、都道府県等に情報提供した。</p> <p>具体的には、i) 随時、市町村や関係機関・部署から地域情報等を吸い上げ</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>③ 都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たっての考え方を整理し、都道府県等に情報提供すること。</p>	<p>る体制を整理すること、ii) 有料老人ホームへの入居を紹介している医療機関、地域包括支援センター、福祉事務所等と常日頃から情報交換を行うこと、iii) 介護保険サービスに着目し、同一住所に訪問介護サービス利用者が複数いる所在地を抽出し訪問すること等の方法を整理し、平成29年7月3日に開催した全国介護保険担当課長会議において、都道府県等に情報提供した。</p> <p>また、総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査を実施した結果、回答が得られた99都道府県等のうち98都道府県等が、未届施設を把握するに当たって、上記調査研究結果が参考となったとしている。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たっての考え方の整理を含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予定）。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、前述の「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、都道府県等有料老人ホームに該当するか否かを判断するに当たっての考え方を整理し、都道府県等に情報提供した。</p> <p>具体的には、i) 高齢者が一人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合は、その高齢者が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱うこと、ii) 入居サービス及び介護等サービスを提供する事業者が異なっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められたりする施設については有料老人ホームに該当するものと判断すること等が適当であるとの考え方を取りまとめ、平成29年7月3日に開催した全国介護保険担当課長会議において、都道府県等に情報提供した。</p> <p>また、総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査を実施した結果、回答が得られた99都道府県等のうち95都道府県等が、有料老人ホームに該当するか否かの判断に当たって、上記調査研究結果が参考となったとしている。実際にも、入居サービスと介護等サービスの提供事業者が別個のものであったが、経営上の一体性が認められたことから当該施設を有料老人ホームに該当すると判断したとする事例が確認された。</p> <p>さらに、平成30年4月2日付けで「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日厚生労働省老健局長通知）を改正し、有料老人ホームの判断基準について、これまで標準指導指針のほかQ & A等において示して</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>④ 有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討すること。</p> <p>⑤ 都道府県等に対し、未届の有料老人ホームの届出促進の徹底について要請すること。その際、</p> <p>i) 介護保険担当部局と一層の連携を進めること</p> <p>ii) 未届の有料老人ホームの公表を進めること</p> <p>について併せて要請すること。</p>	<p>きたものを改めて整理し、明確化を図った。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討することを含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予定）。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、前述の「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、都道府県等有料老人ホームの疑いのある施設について該当性の判断を行えるような取組方策を検討した。</p> <p>具体的には、i) 介護支援専門員や建築、消防、生活保護、介護保険等の担当部署との情報共有・連携を日頃から進めておくことや、ii) それらの部局と合同で立入調査等を行うことが当該判断を行うために有効であること等を整理し、平成29年7月3日に開催した全国介護保険担当課長会議において、都道府県等に情報提供した。</p> <p>また、総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査を実施した結果、回答が得られた99都道府県等のうち94都道府県等が、有料老人ホームの該当性の判断を行うに際し、上記調査研究結果が参考となつたとしている。実際にも、有料老人ホームの疑いがある施設に対する消防署の立入調査に同行し、当該施設の実態把握を行ったところ、有料老人ホームに該当することが確認されたため、届出の指導を行ったとする事例等が確認された。</p> <p>→ 平成29年1月19日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年3月10日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、i) 介護保険担当部局と一層の連携を進めること、ii) 未届の有料老人ホームの公表を進めることを含め、勧告内容を踏まえた未届の有料老人ホームの届出促進の徹底を要請した。</p>
<p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 有料老人ホームは、老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の3において、i) 老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、ii) 当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の</p>	<p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成29年7月3日に開催した全国介護保険担当課長会議及び30年3月6日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、介護保険部局等の関係部局や市区町村の地域包括支援センター等と連携し、有料老人ホームの把握や届出促進に向けた取組を徹底し、適</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料老人ホームは、老人福祉法に基づき、都道府県等への設置時の届出が義務付けられており、都道府県等が立入検査等の指導監督を実施 ○ 厚生労働省は、「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」を毎年実施し、全国における未届施設の数などを把握・公表。また、都道府県等に対し、市区町村の地域包括支援センターや生活保護担当部局が把握している未届施設に関する情報について確認の徹底、連携体制の構築等を要請 ○ 厚生労働省は、都道府県等に対し、有料老人ホームの実態把握に関して、指導の考え方（「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成25年5月31日付け老高発0531第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）や有料老人ホームの判断基準についてのQ&A（「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」（平成21年5月28日付け老振発0528001号厚生労働省老健局振興課長通知））等を提示 ○ 厚生労働省の調査によると、未届施設数は平成21年の389施設が26年には961施設に増加している一方で、未届施設による届出が行われた割合は22年の40.1%が27年には17.9%と低減傾向 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未届施設の把握が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当省調査により都道府県等が把握していなかった未届施設を97施設確認（16/30都道府県等） ・ 未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター等の関係機関と連携した能動的な取組を未実施（15/30都道府県等） <ul style="list-style-type: none"> → 未届施設の中には、管理・運営が不適切となっている例あり（スプリンクラー等の定期点検及び点検結果の報告を未実施（10/49施設）、避難訓練が不十分（17/49施設）、入居者1人当たりの床面積が基準の半分以下の約6.5㎡（6/49施設）など） ・ 一方、関係機関と連携した能動的な取組を実施し、未届施設の把握が進捗した例あり ○ 有料老人ホームに該当するか否かの判断基準が不明確 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームの要件である入居サービスと介護等サービスの一体的な提供（経営の一体性）に関する具体的な判断基準が不明確 	<p>切な指導監督を実施するよう都道府県等に再度要請した。</p> <p>また、総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査を実施した結果、回答が得られた96都道府県等のうち78都道府県等が、未届施設の届出促進を徹底するための取組として、介護保険担当部局との連携を行っている状況が確認された。</p> <p>なお、「平成29年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第9回）」（平成30年3月30日厚生労働省老健局高齢者支援課）の結果では、都道府県等が把握した有料老人ホームにおける届出率は、92.3%（前年度90.7%）となっている。</p> <p>未届の有料老人ホームの公表状況については、回答が得られた98都道府県等のうち11都道府県等では未届の有料老人ホームとして把握した施設を公表しており、36都道府県等では、今後、公表する方針としていた。</p> <p>なお、未届の有料老人ホームとして把握した施設を公表する予定がないとした51都道府県等では、その理由としてi)管内に未届施設がみられないこと、ii)現在、未届施設に対して指導を行っている途上であることとするもののほか、iii)未届施設との信頼関係を損ない、届出促進の弊害となるおそれがあること等としているものもあり、これらの都道府県等に対しては、今後、公表の趣旨や効果について都道府県等の理解が十分に得られるよう会議等の機会を通じて都道府県等に要請を行っていく。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>→ 都道府県等では、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮（18/30都道府県等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、有料老人ホームの判断基準を独自に明確にしている例あり <p>○ 有料老人ホームの該当性を判断するための情報の入手が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑いがあるだけでは立入検査ができず、有料老人ホームの該当性を判断できない <p>→ 介護保険利用者の居宅（有料老人ホームにおける居室を含む。）にはケアマネジャー等が定期的に訪問する機会あり。これらの情報を該当性の判断に活用する余地あり</p> <p>該当すると判断できれば、未届であっても立入検査が可能</p> <p>○ 未届施設に対する届出指導が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以上（最長で4年2か月）にわたり届出指導を未実施（9/56施設）中には、虐待をうかがわせる通報を受けた後、3年間指導していなかった例あり（その後、指導の上で届出済み） ・ 一方、介護サービス事業所を併設等している未届施設に対し、介護保険担当部局と連携して指導を行い、届出が行われた例あり <p>2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 届出施設から定期報告として自主点検表の提出を求めること ii) 指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること iii) 届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ること <p>について要請すること。</p>	<p>→・ i) について</p> <p>平成 28 年 12 月 9 日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームについては、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当であるとされた。については、意見書等を踏まえ、有料老人ホームの指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るための「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第 193 回国会に提出しており、事業者から都道府県等に対する運営状況等の報告の義務付けなど含む有料老人ホーム制度の見直しに向</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>けた必要な措置を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ii) 及び iii) について <p>平成 29 年 1 月 19 日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年 3 月 10 日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、勧告内容を踏まえ、指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること及び届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ることを徹底するよう要請した。</p> <p>⇒ ・ i) について</p> <p>平成 29 年 5 月 26 日、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)が成立し、平成 30 年 4 月 1 日から同法に基づき、総務省の勧告の趣旨にも沿った有料老人ホームの指導監督の仕組みの下での取組が開始されたところである。</p> <p>具体的には、有料老人ホームの設置者は、都道府県知事等に対し「有料老人ホーム情報」(注)を 1 年に 1 回以上報告することを義務付けたところである。</p> <p>(注) 有料老人ホームに係る事項として、①設置者に関する事項、②施設に関する事項、③介護等の内容に関する事項、④利用料等に関する事項等の有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要な情報を報告するもの。</p> <p>引き続きその徹底について、都道府県等に要請を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ii) 及び iii) について <p>総務省からの勧告を踏まえ、平成 30 年 3 月 6 日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、届出施設から都道府県等に事故報告があった場合、厚生労働省への情報提供を徹底するよう都道府県等に再度要請した。</p> <p>また、全ての都道府県等の指導指針において、有料老人ホームから都道府県等への事故報告について規定されていることを厚生労働省において確認</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>② 有料老人ホームに対する指導監督について、立入検査や集団指導等の実施に関する留意事項を標準指導指針に明記するよう見直し、都道府県等に周知徹底を図ること。</p> <p>③ 関係行政機関の協力を得て収集した事故情報等を分析し、事故等の再発防止に資する情報を都道府県等に提供すること。</p>	<p>した。</p> <p>さらに、総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査を実施した結果、回答が得られた99都道府県等のうち、</p> <p>i) 92都道府県等では、指導指針に基づく不適合事項を重要事項説明書に記載するよう届出施設に指導したこと、</p> <p>ii) 76都道府県等では、届出施設に対し都道府県等への事故報告の徹底について指導したこと</p> <p>等の状況が確認された。</p> <p>引き続きその徹底について、都道府県等に要請を行っていく。</p> <p>→ 平成28年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームについては、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当であるとされた。については、意見書等を踏まえ、有料老人ホームの指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るための「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しており、今後、有料老人ホーム制度の見直しに向けた必要な措置を行うこととしている。</p> <p>⇒ 有料老人ホームの指導監督を強化すること等を目的とした改正法が平成30年4月1日に施行され、都道府県知事が入居者の保護のために特に必要があると認めるときは、設置者に対し事業の制限又は停止を命ずることができる等、有料老人ホームに対する指導監督権限の強化が図られた。</p> <p>これを受けて、平成30年4月2日付けで「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日厚生労働省老健局長通知）を改正し、新たに立入検査や集団指導等の実施に関する留意事項を明記して、都道府県等にその周知徹底を図った。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「高齢者向け住まいにおける事故予防及び虐待予防の対応方策に関する調査研究事業」において、関係行政機関等の協力を得て収集した事故情報等を分析し、事故等の再発防止に資する情報の整理を含めた調査研究が行われている。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>④ 都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、i) サービスの質等に係る評価の仕組み、ii) 評価結果の活用について検討すること。</p>	<p>同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予定）。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施した「高齢者向け住まいにおける事故予防及び虐待予防の対応方策に関する調査研究事業」において、関係行政機関等の協力を得て収集した事故情報等の分析を行い、都道府県等に情報提供した。</p> <p>具体的には、i) 施設における事故防止に関するカンファレンスの実施、事故再発防止のためのマニュアルの作成、職員の過誤による事故の再発防止のための施設内研修の実施等の取組状況に関する調査結果、ii) 事故を防ぐための施設における個別の工夫と備えに関する情報を整理し、平成29年7月3日に開催した全国介護保険担当課長会議において、都道府県等に情報提供した。</p> <p>また、総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査を実施した結果、実際に、上記会議で提供された事故等の再発防止に資する情報を届出施設に対する指導等に活用した事例が次のとおり確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の転倒事故が発生した有料老人ホームを指導した際、当該会議で提供された情報を基に転倒を防ぐための工夫を紹介した。 ・ 立入調査時の指導において、業務上の参考資料として活用した。 ・ 有料老人ホームの職員を対象に研修会を開催した際、当該情報（調査結果の冊子）を配布資料として活用した。 <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業」において、都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、i) サービスの質等に係る評価の仕組み、ii) 評価結果の活用についての検討を含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予定）。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施した「有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業」において、第三者評価の意義・メリットの整理等を行った。</p> <p>また、そこで明らかになった課題も含め、引き続き、平成29年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施した「有料老人ホームにおけるサ</p>
<p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等は、老人福祉法等に基づき、管内の有料老人ホームについて、定期的な立入検査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施 ○ 都道府県等から指導指針に基づく指導を受けている場合、有料老人ホームの設置者は、重要事項説明書(注)にその旨を記載 (注) 重要事項説明書は、施設の設備、サービス内容、職員体制、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたもの ○ 有料老人ホームの設置者は、入居者に対する処遇により事故が発生した場合、都道府県等に連絡を行うこととされており（「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について）(平成24年3月16日付け老 	

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>発 0316 第 1 号厚生労働省老健局長通知))、厚生労働省は都道府県等に対し、有料老人ホームの設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合、厚生労働省に情報提供を行うよう依頼(「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」(平成 24 年 5 月 25 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡))</p> <p>○ 有料老人ホームの数が年々増加している一方で、一部に管理・運営が不適切なものもあり、入居者の安心・安全を脅かす事案も発生していることから、有料老人ホームに対する効率的かつ効果的な指導監督が一層重要</p> <p><調査結果></p> <p>○ 立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導監督体制が弱い理由から、定期的な立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていない(14/30都道府県等)。中には、3年間(平成24年度から26年度まで)未実施の例あり(3都道府県等) ・ 一方、自主点検、集団指導等を活用し、指導監督を行っている例あり(自主点検の実施(2/30都道府県等)、集団指導の実施(12/30都道府県等)) ・ 死亡事故が発生しているにもかかわらず事故報告が行われていない例があるなど、有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告が不徹底(平成24年度から26年度まで8都道府県等では事故報告が0件。一方、22都道府県等では平均で606件の報告あり) ・ 届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり(17/79施設) <p>また、都道府県等の中には、有料老人ホームに第三者による評価の受審に努めるよう指導指針に規定している例あり</p> <p>3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、施設利用者の利便性の向上及び入居施設の適切な選択に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、i) 重要事項説明書の一層の公開を進めること、ii) その際、情報開示一覧表と一体的に公開することについて要請すること。</p>	<p>サービスの質等に係る評価方策のあり方に関する調査研究事業」においても、第三者評価を行う際に実際に使用された評価基準の事例等を分析・整理するなどにより、評価における第三者性の担保方策にも留意した、i) サービスの質等に係る評価の仕組み、ii) 評価結果の活用について検討した。</p> <p>これらの調査研究事業における検討結果については、平成 28 年度の調査研究事業に関しては、平成 29 年 7 月 3 日に開催した全国介護保険担当課長会議において都道府県等に情報提供し、また、平成 29 年度の調査研究事業に関しては、今後、同会議の場等において都道府県等に情報提供する予定である。</p> <p>→ 平成29年1月19日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年3月10日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、勧告内容を踏まえ、i) 重要事項説明書の一層の公開を進めること、ii) その際、情報開示一覧表と一体的に公開することを徹底するよう要請した。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>② 重要事項説明書及び情報開示一覧表の公開方法について、インターネットを基本としたものに見直すこと。</p>	<p>平成28年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームについては、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報開示一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当であるとされた。ついでには、意見書等を踏まえ、有料老人ホームの指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るための「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しており、事業者から都道府県等に対する有料老人ホーム情報の報告及び都道府県等による同情報の公表の義務付けなどを含む有料老人ホーム制度の見直しに向けた必要な措置を行うこととしている。</p> <p>⇒ 平成30年4月1日、利用者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るための改正法が施行され、i) 有料老人ホームの設置者は1年に1回以上、有料老人ホーム情報を都道府県知事等に報告すること、ii) 都道府県知事等は、報告された有料老人ホーム情報を公表することを義務付けたところである。</p> <p>また、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、重要事項説明書の報告徴収及び公表を都道府県等に対して要請した。</p> <p>なお、総務省勧告に係る改善措置状況のフォローアップ調査を実施した結果、回答が得られた98都道府県等のうち41都道府県等がインターネット若しくは紙媒体又はその両方で既に重要事項説明書を公開しており、他の41都道府県等では今後公開を予定していたが、残り16都道府県等は、重要事項説明書の公開予定がないとしていた。</p> <p>また、重要事項説明書及び情報開示一覧表の公開状況について、インターネットにより一体的に公開している都道府県等は、回答の得られた62都道府県等のうち20都道府県等にとどまっていること等が確認された。</p> <p>引き続きその徹底について、会議等の機会を通じて要請を行っていく。</p> <p>→ 上記の一連の対応を踏まえた上で、公開方法について、インターネットによることを含め、見直しを行う予定である。</p>
<p>(説明) <制度の概要等></p>	<p>⇒ 平成30年4月1日に施行された改正省令において、都道府県知事等は、有</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 厚生労働省は、都道府県等に対し、各有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書の配布、情報開示一覧表(注)の作成・公開により情報提供に努めるよう要請(「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」(平成9年12月19日付け老振第143号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知))</p> <p>○ 重要事項説明書等の公開方法は管内市町村、福祉事務所等への配布を基本としているが、介護保険サービス情報やサービス付き高齢者向け住宅の登録事項については、インターネットにより情報提供</p> <p>→ 入居検討に当たり欲しいけれど入手しにくい情報として、「自治体からの情報」や「重要事項説明書」を挙げた者がそれぞれ全体の約3割(平成21年度厚生労働省委託事業の調査結果)</p> <p>(注) 情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を20項目にまとめたもの</p> <p><調査結果></p> <p>○ 都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書を未公開(17/30都道府県等)、公開していても紙媒体のみ(6/13都道府県等) ・ 情報開示一覧表を未作成又は未公開(15/30都道府県等) <ul style="list-style-type: none"> → 限定的な内容での公開 ・ 情報開示一覧表をインターネットで公開しているもののうち重要事項説明書と情報開示一覧表の一体的な公開を未実施(6/12都道府県等) 	<p>料老人ホームの設置者から報告された有料老人ホーム情報について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう義務付けたところである。</p>